

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成24年10月26日

【会社名】

ナノキャリア株式会社

【英訳名】

NanoCarrier Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長CEO 中富 一郎

【本店の所在の場所】

千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19

【電話番号】

04-7169-6550

【事務連絡者氏名】

取締役CEO兼管理部長兼社長室長 中塚 琢磨

【最寄りの連絡場所】

東京都中央区日本橋三丁目2番2号

【電話番号】

03-3548-0217

【事務連絡者氏名】

取締役CEO兼管理部長兼社長室長 中塚 琢磨

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

689,676,000円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	12,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

(注) 1. 平成24年10月26日(金)開催の取締役会の決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	12,000株	689,676,000	344,838,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	12,000株	689,676,000	344,838,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
57,473	28,736.5	1株	平成24年11月15日(木)	該当事項はありません。	平成24年11月15日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 当社は、新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当による新株式発行は行われなないこととなります。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものとし、
4. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ナノキャリア株式会社 管理部	東京都中央区日本橋三丁目2番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京中央支店	東京都中央区日本橋三丁目6番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
689,676,000	4,000,000	685,676,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用2,500千円(登録免許税を含む)、その他手数料1,500千円であります。

(2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

当社は、日本発の最先端ナノテクノロジー技術を活用し、ミセル化ナノ粒子の中に低分子化合物の薬物を封入したDDS抗がん剤を中心に革新的な医薬品の開発を進めております。

当社は、医薬品の研究開発段階にあり、多額の研究開発費用を先行して計上する必要があり、株式上場以降においても第三者割当増資等により資金調達を実施しつつ、研究開発活動を推進してまいりました。当社は、主要パイプラインを重点に自社開発の加速化を進めておりますが、主要パイプラインの進捗推進、新規パイプラインの拡充には今後も長期かつ安定した資金の確保が必要であり、その研究開発費用として今回の調達資金を充当する予定です。

調達する資金の支出予定時期

今回の調達資金の支出予定時期につきましては、平成25年1月以降平成28年12月頃までの期間内で研究開発の進捗にあわせて複数回に分けて支出する予定です。

また、調達資金を実際に支出するまでは、銀行普通口座にて管理いたします。

調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社の開発パイプラインの研究開発費用に充当することにより当社の成長戦略の拡大に繋がり、これにより、開発パイプラインの開発を進展させ、企業価値及び株式価値の向上を図ることは資金使途の合理性にかなうものと判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	信越化学工業株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第135期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 平成24年6月29日提出 四半期報告書 第136期 第1四半期 自平成24年4月1日 至平成24年6月30日 平成24年8月10日提出

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

ミセル化ナノ粒子技術は当社の創薬開発の中核をなす技術であり、原材料となるポリマーについても品質及び価格の両面で優れ、競争力がある製品づくりを実現することが強く求められております。割当予定先である信越化学工業株式会社は、塩ビ、半導体シリコン、電子機能材料その他多くの分野でのリーディングカンパニーであり、同社とより協力的な関係をつくり、研究開発面での基盤の強化・拡充を図ることにより、今後、当社のミセル化ナノ粒子の原材料となるポリマーに関し、品質面を含めた技術基盤を強化していくことが可能になると考えております

当社は信越化学工業株式会社に当社株式を割当てることにより、同社との協力的な関係を構築し、原材料の安定確保及び技術基盤の強化を進め、当社の企業価値増大につなげることが可能と考え、割当先として選定しました。

なお、本第三者割当にあわせて業務・資本提携は行いませんが、今後、両社が上記の原料ポリマー等に関する協力・検討を推し進めた結果、共同研究開発等の業務提携に発展する可能性が考えられます。

d 割り当てようとする株式の数

12,000株

e 株券等の保有方針

信越化学工業株式会社は、当社との協力関係に基づく事業上の相乗効果を最大にすることを目的とした中長期的な株主になることを予定しております。

なお、当社は割当先より、発行日から2年間割当先が新株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて通知し、当該通知に基づき当社は株式会社東京証券取引所への報告を行い、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、合意しております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先である信越化学工業株式会社について、同社の第136期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）四半期報告書に基づき経営成績及び財政状態について確認しており、払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である信越化学工業株式会社は上場会社であり、その社会的信用性は高く、反社会的勢力等の介入リスクはないものと認識しております。

また、同社は、ホームページ上にコーポレートガバナンス報告書を掲載し、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力との一切の関係遮断に努めること及び反社会的勢力排除に向けた社内体制整備を行っていること等を宣言しており、割当予定先が反社会的勢力等と何ら関係を有していないと判断いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

新株の発行価格につきましては、当社株式の株価動向、市場動向、本第三者割当増資で発行される株式数等を勘案し、本第三者割当に関する取締役会決議の直前1ヶ月（平成24年9月26日から平成24年10月25日）の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の売買高加重平均価格（VWAP）57,473円といたしました。

直近1ヶ月間の売買高加重平均価格を基準とした理由は、昨今の金融環境下における不安定な株式市場や、当社株価の変動状況を考慮し、発行決議日前の一般的な株価を基準として採用するよりは、直近の一定期間の平均株価という平準化された値を基準とすることが、客観性が高く合理的であると判断したためです。

発行価格は発行決議日の直前営業日の終値60,000円に対して4.21%のディスカウント、直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値57,314円に対して0.28%のプレミアム、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値54,731円に対して5.01%のプレミアム、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値50,595円に対して13.59%のプレミアムとなっております。

直前営業日に対しては4.21%のディスカウントとなりますが、市場動向を見ると、短期的には、日本人研究者のノーベル生理学・医学賞受賞等を受けたバイオ産業振興策の検討・推進により、いわゆるバイオ関連銘柄は上昇傾向にあること、また、割当予定先は長期保有を目的としており、短期売却による経済的利益を享受する可能性はないこと、さらに、本第三者割当による新株発行に伴う希薄化の規模を考慮すれば、当社は、いずれの期間においても、発行価格57,473円が特に有利な金額には該当せず、合理的な水準と判断しております。

またこれは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するとともに、当社を取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性を踏まえ、割当先と協議の上、決定したものであります。

なお、当社監査役3名（全員が会社法上の社外監査役）から、当該発行価格が、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること及び上記指針に準拠し決定がなされていることから、割当先に特に有利でない旨の見解を得ております。

なお、当該発行価格が、割当予定先に特に有利でないとの見解を当社監査役3名（全員が会社法上の社外監査役）より得ております。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の第三者割当により発行される株式の募集規模は、平成24年10月26日現在の発行済株式総数236,395株（総議決権数236,395個（注））に対して5.08%（議決権比率5.08%）となりますが、企業価値及び株式価値の向上を図る目的に照らし、今回の第三者割当の募集規模は合理的な水準にあると考えております。

（注）総議決権数は、平成24年9月30日現在の発行済株式に係る総議決権数236,065（個）に平成24年10月以降の新株予約権行使による増加議決権数（330個）を加えた平成24年10月26日時点の総議決権数です。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式 数(株)	割当後の 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	-	-	24,000	9.22
中 富 一 郎	神奈川県川崎市麻生区	11,122	4.70	11,122	4.27
興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号	11,000	4.65	11,000	4.22
CYNTEC CO., LTD. (常任代理人 土橋健志)	BEAUFORT HOUSE, PO BOX438, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (大阪府豊中市)	8,232	3.48	8,232	3.16
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	6,408	2.71	6,408	2.46
株式会社メディネット	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号	4,819	2.04	4,819	1.85
太 田 昌 市	静岡県浜松市中区	3,987	1.69	3,987	1.53
CCPメザニン2006投資事業組合	東京都中央区九段北一丁目13番9号	3,696	1.56	3,696	1.42
TEIKOKU PHARMA USA, INC. (常任代理人 帝國製薬株式会社)	1718 RINGWOOD AVENUE, SAN JOSE, CA, 95131, U.S.A. (香川県東かがわ市三本松567番地)	3,332	1.41	3,332	1.28
岡 野 光 夫	千葉県市川市	2,882	1.22	2,882	1.11
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,615	1.11	2,615	1.00
計		58,093	24.57	82,093	31.53

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の株主名簿上の株式数に、平成24年10月以降の新株予約権行使による増加株式数（330株）を加えて算出しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、募集前の株式数をもとに、本第三者割当及びこれとは別に予定している既存株主からの当社株式12,000株の譲渡が行われた場合に増加する株式を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部組込情報」の有価証券報告書（第16期）及び四半期報告書（第17期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年10月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部組込情報」の有価証券報告書（第16期）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(1) 提出日

平成24年7月2日

(2) 提出理由

平成24年6月28日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、当該臨時報告書を提出いたしました。

(3) 報告内容

株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

決議事項の内容

議案 取締役1名選任の件

取締役として、花田博幸を選任する。

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
取締役1名選任の件	127,978	419	-	(注)	可決 92.61

(注) 議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第17期第1四半期)	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月29日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 秀 則

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8 月 7 日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高津 知之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第17期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲には、X B R L データ自体は含まれていません。